

保護司みらい研究所 第3回全体会

令和5年6月25日(日)13:30-16:30 @東京:更生保護会館

保護司みらい研究所第3回全体会は、保護観察官と保護司の協働態勢を前提に、保護司の処遇への関わりの本質を捉えるため、第1部では、近時有力な処遇モデル論であるRNRモデルへの適合性の観点から講演をいただくとともに、第2部では、「保護司による処遇の分析と有用性」をテーマとする分担研究2の研究計画について発表をいただきました。

第1部 講演

「保護観察官と保護司の協働:保護観察処遇のRNRモデルへの適合性の観点から」

勝田 聡 横浜保護観察所長

勝田所長から、概要以下の通りお話しただいた。

RNRモデル(R=リスク原則、N=ニード原則、R=リスポンシビティ(反応性)原則)への適合性は効果的な処遇のための評価指標となり得る。ただし、そのリスク・ニード要因には8つの犯罪誘発要因(セントラルエイト)があるとされるが、いずれも「否定的」な要因であるため、「強み(保護要因/促進要因)」と「プロセス(各要因間のつながり方を考慮する)」を重視する観点から補正して考える必要がある。

RNRモデルは、事実を把握し仮説を立てるアセスメント(見立て)に始まり、それを基にケースプランニングを行い、計画を実践すること、さらに再アセスメントし、実践を修正していくPDCAサイクルを前提とする。現在、保護観察実務においては、アセスメント・ツールとしてCFP(Case Formulation in

Probation/Parole)が開発され全国で施行されている。これは、①多変量解析により作成したスケールに基づく再犯リスクの高低を評価しリスクレベルに応じた処遇密度を設定する段階、②リスク・ニード要因の一覧表を使って「問題点」と「強み」を把握し処遇のターゲットを明らかにする段階、③パス図などにより犯罪に至るプロセスを考えたり人物像を浮き彫りにするケースフォーミュレーションを行い具体的な処遇の内容を検討し関わり方を工夫する段階の3つの部分からなり、第4世代のリスクアセスメントに位置付けられている。

保護観察処遇において、RNRモデルの諸原則にどれだけ忠実な処遇を実践できているかは、今後の検証を待たなければならないが、まずは、CFP(2020)、ニード原則を踏まえて全面改定された新類型別処遇(2020)、認知行動療法基盤の諸プログラムを積極的に実施していくことが求められている。

る。また、レスポンスビリティの個別原則については、多理論統合モデル(TTM)において示された、行動変化の段階に応じた処遇方法と次の段階に進むために必要な関わりのポイントを踏まえた実践を行うことが有用である。なお、行動変化を支えるものとして、動機付けと支え手が重要というエビデンスがある。

保護観察官と保護司の協働態勢の実践がRNR原則に適合しているかについて、CFP試行事例を現在分析中である。中間的な分析の結果でありエビデンスとまでは言えないが、①リスク原則への適合性はクリアしていること、②欧米に比べ全体として面接時間や接触回数が多く丁寧な対応が実現できていること、③保護観察官と保護司が互いの持ち味を生かして分担しながら、様々なニード要因にきめ細かく対応していること、④保護司が「褒める・相談に乗る・励ます」ことで、対象者が打ち解けていく「支え手によるケア」を実践することにより、行動変化を効果的に促す役割を果たしていることなどが示唆されている。

協働態勢において、保護司は、対象者の気持ちを受け止めて支える一方、保護観察官は、保護観察の枠組みを作り、認知面や心理面に焦点を当て、アセスメント、遵守事項の設定や措置判断をしっかりと行う形で有機的に機能し合う姿が見えてくる。なお、この点で、講師からは、第2部の意見交換の中で、保護司は「自然体で、普通の人として普通に関わっていただけのことが大事だし、それはまさしく実は専門性でもある」とのコメントがなされている。

質疑・意見交換では、試行事例の分析の枠組み、効果検証の在り方、保護観察におけるアセスメントと処遇の実際、H@（はあと）上でのCFPや実施計画の活用の可能性、ニード要因への配慮が不良措置に与える影響、トラウマや被害者性への対応、行動変化の各段階における保護司の役割、CFPにおける再アセスメントの頻度、闇サイトを通じた安易な犯罪とアセスメントの難しさ、広報活動の効果的な進め方などについて議論が交わされた。

【今福記】

第2部 研究「分担研究2の問題意識と研究構想」

岡邊 健 研究員(研究リーダー)

稲葉 浩一 研究員

大原 ゆい 研究員

竹中 祐二 研究員

分担研究2の問題意識と研究構想について、「1 研究の目的」「2 研究の内容」「3

研究活動の経過(先行研究レビューなど)」「4 インタビュー調査の対象」「5 調査項目

案」 「6 今後の課題」について説明がなされた。

意見交換では、主に、調査対象を「少年事件」担当の保護司に限ることの是非や実施可能性、調査地の選定の在り方、質的調査に連動して後に行う量的調査のデザイン、対象者を調査対象に含めないこと、保護司-対象者-保護観察官のそれぞれの異なる視点とその接点に関する課題などを巡ってなされた。

これらの議論を踏まえ、分担研究2においては、川崎市、京都市、金沢市、北九州市において、単に「少年事件」ではなく、「29歳以下のケース(1～4号観察)」の担当経験のある保護司に調査協力を依頼のうえ、半構造化面接法による探索的な質的調査を今年度中に実施し、次年度の量的調査につなげることとされた。

【今福記】